

令和4年度第10回二宮町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年1月27日(金)午前9時30分から

2 開催場所 二宮町町民センター2Aクラブ室

3 出席委員

1番	野谷	和雄	7番	露木	聖一
2番	原	恵子	8番	関山	節夫
3番	秋山	啓治	9番	水島	寿徳
4番	中村	隆一	10番	野谷	茂
5番	橘川	直泰	11番	原	淳利
6番	倉持	純子	12番	井上	宗士

4 欠席委員 なし

5 事務局職員出席者

事務局長	小宮	正嗣
副主幹	山口	尚人
主事	木本	盛之

6 傍聴者 なし

7 議事録署名人

8番	関山	節夫	9番	水島	寿徳
----	----	----	----	----	----

8 報告事項

- (1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- (2) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

9 議案

- 第14号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について
- 第15号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

会議の状況

【議長】

それでは、皆さんおはようございます。新しい年になったわけですが、今年もひとつよろしく願いいたします。こここのところ寒さが厳しくなっておりますので、畑と身体、寒さに気を付けていただければと思います。農政活動協力金につきましては、ご多用のところご尽力いただきありがとうございます。今月末が期限となっておりますので、よろしく願いいたします。

令和4年度第10回の総会を開催したいと思います。出席委員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまより日程第1の農業委員会総会を開催いたします。

日程第2の議事録署名委員の指名についてです。第10回総会の議事録署名委員につきましては、8番関山委員、9番水島委員にお願いします。

続きまして、日程第3の報告事項に入ります。事務局より報告事項の朗読及び説明をお願いいたします。

【事務局】

— 報告事項（1）朗読 —

それではNo. 1及びNo. 2について説明いたします。令和4年12月27日に相続による農地の所有権取得の届出がございました。権利を取得した農地についての農業委員会によるあっせんの希望はありません。なお、届出の受理通知書を令和5年1月6日付で発行しております。

— 報告事項（2）朗読 —

それでは説明いたします。

関係資料位置図の地図1をご覧ください。場所は、山西の等覚院の西に位置する市街化区域の土地となっております。

土地の所有者は、住宅敷地としての転用目的での農地転用手続きになります。

【議長】

報告事項であることから委員皆様のご了承をお願いいたします。

続きまして、日程第4の議事に入ります。議案第14号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、議題といたします。

事務局、朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第14号朗読 —

【議長】

続きまして、地元委員の現地確認報告をお願いします。N o. 1からN o. 5について倉持委員、お願いします。

【委員】

1月19日に借受予定者立ち合いのもと、山西・川勾地区農業委員および事務局で対象農地を確認いたしました。

対象農地の場所は、山西の釜野・大谷戸・前八重久保、川勾の蔵海道・宮ノ前に位置する農業振興地域および農用地区域の農地9筆で、面積の合計は4, 812㎡です。

借受予定者から営農計画などについて聞き取った結果、今後の効率的な農地利用が見込めるため、特に問題はないと思われます。

【議長】

お疲れ様でした。続きまして、N o. 6について露木委員、お願いします。

【委員】

1月19日に一色地区農業委員および事務局で対象農地を確認いたしました。

対象農地の場所は、一色の滑窪に位置する農用地区域の農地で、面積は150㎡です。

借受予定者が町内で耕作する農地は、農地パトロールでも適切に管理されていることが確認できることから、今後の効率的な農地利用が見込めるため、特に問題はないと思われます。

【議長】

お疲れさまでした。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

それでは議案第14号について、補足説明いたします。

N o. 1から5については、中間管理機構である神奈川県農業公社を利用した賃貸借となっており、地権者から中間管理機構、中間管理機構から借主への権利設定を一括で審議するものです。

N o. 6については、農業経営基盤強化促進法に基づく相対での利用権設定となっております。

議案第14号関係資料をご覧ください。N o. 1からN o. 4は地権者から中間管理機構へ農地を貸し付ける案件となっており、1ページから20ページに農地中間管理事業農用地利用集積計画申出書を添付しております。

N o. 5については、中間管理機構から借主へ農地を貸し付ける案件となっており、21ページから28ページに一括方式による集積計画、29ページに地域の役割分担についての確約書、公図の写しは30ページから34ページ、位置図は35ページから39ペー

ジに添付しております。

利用目的は、水稻及び露地野菜となっております。

借主については、No. 4の水田を令和4年9月より相対にて利用権の設定をしており、適切に耕作されていることが確認できるため、特段問題はないと思われま

s。No. 6については、相対による利用権設定となっております。40ページに農用地利用集積計画書、42ページに営農計画書、43ページに公図の写し、44ページに位置図を添付させていただいております。

利用目的は、露地野菜を作付けする予定となっております。

借主が町内で耕作する農地については、農地パトロールでは適切に管理されていることが確認されているため、今後の農地利用については問題ないと思われま

s。農用地利用集積計画の一般要件としては、町の基本構想における農地すべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農業に対する意欲等、総合的に判断することとなっております。

また、法人が農地の賃借をする際の要件としては、一般要件のほかに賃借契約に解除条件が付されていること、地域における適切な役割分担のもとに農業を行うこと、1人以上の法人役員等が農業に常時従事することが農業経営基盤促進法で定められております。

以上、ご審議をお願いいたします。

【議長】

質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

【委員】

No. 5の借受人の方は、畑と田んぼを耕作するということですが、営農面積に対して農業用機械の数が少ないと思いますが、きちんと耕作していくことはできるのでしょうか。もし借りたりする予定があるなら記載していただくと分かりやすいと思います。

【事務局】

田んぼについては農機具を借りる予定もあると聞いています。畑については、構成員が多いため人数で補うこともあると思います。

【委員】

この方たちの耕作状況を見ていると、記載のとおりのように感じます。ほぼ手によるもので、人海戦術で補っているようです。

【委員】

それなりの面積を借りることになるので心配でしたが、近隣の方に迷惑がかかることがないのであれば良いと思います。

【委員】

団体の目的が他の農業者とは異なり、農地の維持や再生を第一と考えているように感じます。

【委員】

No. 5の利用権を設定するものの面積が今回設定する面積の合計と異なるようですが、どういふことでしょうか。

【事務局】

該当の欄には、すでに利用権を設定している面積が記載されていますので、今回設定する面積の合計とは異なります。

【議長】

これよりお諮りします。議案第14号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、「原案のとおり決定する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手 —

全員挙手でございます。よって、本案は「原案のとおり決定する」ことといたします。

続きまして、議案第15号相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、議題といたします。

事務局、朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第15号朗読 —

【議長】

続きまして、地元委員の現地確認報告をお願いします。原淳利委員、お願いします。

【委員】

1月12日に二宮地区農業委員および事務局で、対象農地を確認いたしました。

対象地は、二宮字前谷津の農地で、面積は1,024㎡となっております。対象地では、果樹などが栽培されており、農地として適切に利用されておりました。

【議長】

お疲れさまでした。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

それでは、補足説明いたします。

議案第15号関係資料をご覧ください。対象地は二宮字前谷津の農地1筆となります。

委員の現地確認報告でもありましたとおり、当該農地は適切に利用されており、近年の農地パトロールでも適切に管理されていることが確認できております。

本案は、相続税の納税猶予を受けている者の申告期限からの営農期間が20年を迎える年に、納税猶予の特例を受けている農地等の確認を農業委員会が行い、利用状況を税務署に回答するものでございます。

以上、ご審議をよろしく申し上げます。

【議長】

質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

農地の区域は市街化区域でしょうか。

【事務局】

お見込みのとおりです。

【事務局】

納税猶予の適用を受けていますので、市街化区域ですが毎年農地パトロールで確認している農地です。

— 意見なし —

【議長】

これよりお諮りします。

議案第15号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、「原案のとおり認める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手 —

全員挙手でございます。よって、本案は「原案のとおり認める」といたします。

本日の審議事項につきましては、すべて終了しましたので、総会を閉会いたします。

午前10時01分閉会